

岩手県営建設工事請負契約書例文の一部改正に係る新旧対照表

改正前	改正後
<p>岩手県営建設工事請負契約書</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>[略]</p>	<p>岩手県営建設工事請負契約書</p> <p>1～3 [略]</p> <p><u>4 工事を施工しない日</u></p> <p><u>工事を施工しない時間帯</u></p> <p><u>〔工事を施工しない日又は時間帯を定めない場合は削除する。〕</u></p> <p>5 [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>[略]</p>
<p>岩手県営建設工事請負仮契約書</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>[略]</p>	<p>岩手県営建設工事請負仮契約書</p> <p>1～3 [略]</p> <p><u>4 工事を施工しない日</u></p> <p><u>工事を施工しない時間帯</u></p> <p><u>〔工事を施工しない日又は時間帯を定めない場合は削除する。〕</u></p> <p>5 [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>[略]</p>
<p>別記</p> <p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 主任技術者（建設業法第26条第3項に規定する工事の場合には専任の主任技術者）又は監理技術者（同法第26条第3項に規定する工事の場合には専任の監理技術者、<u>当該工事が同法第26条第4項の工事にも該当する場合には監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者</u>）</p> <p><u>(3) [略]</u></p>	<p>別記</p> <p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 主任技術者（建設業法第26条第3項<u>本文</u>に規定する工事の場合には専任の主任技術者）又は監理技術者（同法第26条第3項<u>本文</u>に規定する工事の場合には専任の監理技術者）</p> <p><u>(3) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(4) [略]</u></p>
<p>2～4 [略]</p> <p>5 現場代理人、<u>主任技術者及び監理技術者並びに</u>専門技術者は、これを兼ねることができる。</p> <p>(工事関係者に関する措置請求)</p> <p>第12条 発注者は、現場代理人がその職務（<u>主任技術者若しくは監理技術者</u>又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>2 発注者又は監督員は、<u>主任技術者、監理技術者、</u>専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとることを請求することができる。</p> <p>(あっせん又は調停)</p>	<p>2～4 [略]</p> <p>5 現場代理人、<u>監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び</u>専門技術者は、これを兼ねることができる。</p> <p>(工事関係者に関する措置請求)</p> <p>第12条 発注者は、現場代理人がその職務（<u>監理技術者等</u>又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>2 発注者又は監督員は、<u>監理技術者等、</u>専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとることを請求することができる。</p> <p><u>(著しく短い工期の禁止)</u></p> <p><u>第20条の2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。</u></p>
<p>第55条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、<u>主任技術者若しくは監理技術者又は</u>専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。</p> <p>様式第6－1号</p>	<p>第55条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、<u>監理技術者等、</u>専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。</p> <p>様式第6－1号</p>

改正前	改正後																																																																		
現場代理人等通知書	現場代理人等通知書																																																																		
年 月 日	年 月 日																																																																		
岩手県知事（公所長） あて	岩手県知事（公所長） あて																																																																		
受注者 住所 氏名 印	受注者 住所 氏名 印																																																																		
年 月 日付けで工事請負契約を締結した次の工事について、契約書別記第10条に基づき現場代理人等を下記のとおり定めたので、別紙経歴書を添えて通知します。	年 月 日付けで工事請負契約を締結した次の工事について、契約書別記第10条に基づき現場代理人等を下記のとおり定めたので、別紙経歴書を添えて通知します。																																																																		
記	記																																																																		
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:20%;">工事名</td><td></td></tr> <tr><td>工事場所</td><td></td></tr> </table>	工事名		工事場所		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:20%;">工事名</td><td></td></tr> <tr><td>工事場所</td><td></td></tr> </table>	工事名		工事場所																																																											
工事名																																																																			
工事場所																																																																			
工事名																																																																			
工事場所																																																																			
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;"></th> <th style="width:30%;">氏名</th> <th style="width:60%;">受注者（JVの場合）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>現場代理人</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>主任技術者</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>監理技術者</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>専門技術者</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>増員技術者 (担当技術者)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>専任補助者</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		氏名	受注者（JVの場合）	現場代理人			主任技術者			監理技術者			専門技術者			増員技術者 (担当技術者)			専任補助者			<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;"></th> <th style="width:30%;">氏名</th> <th style="width:60%;">受注者（JVの場合）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>現場代理人</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>主任技術者</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>監理技術者</td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="color:red;">監理技術者補佐</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>専門技術者</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>増員技術者 (担当技術者)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>専任補助者</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		氏名	受注者（JVの場合）	現場代理人			主任技術者			監理技術者			監理技術者補佐			専門技術者			増員技術者 (担当技術者)			専任補助者																							
	氏名	受注者（JVの場合）																																																																	
現場代理人																																																																			
主任技術者																																																																			
監理技術者																																																																			
専門技術者																																																																			
増員技術者 (担当技術者)																																																																			
専任補助者																																																																			
	氏名	受注者（JVの場合）																																																																	
現場代理人																																																																			
主任技術者																																																																			
監理技術者																																																																			
監理技術者補佐																																																																			
専門技術者																																																																			
増員技術者 (担当技術者)																																																																			
専任補助者																																																																			
様式第6-2号	様式第6-2号																																																																		
現場代理人等変更通知書	現場代理人等変更通知書																																																																		
年 月 日	年 月 日																																																																		
岩手県知事（公所長） あて	岩手県知事（公所長） あて																																																																		
受注者 住所 氏名 印	受注者 住所 氏名 印																																																																		
年 月 日付けで工事請負契約を締結した次の工事について、現場代理人等を下記のとおり変更したので、別紙経歴書を添えて通知します。	年 月 日付けで工事請負契約を締結した次の工事について、現場代理人等を下記のとおり変更したので、別紙経歴書を添えて通知します。																																																																		
記	記																																																																		
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:20%;">工事名</td><td></td></tr> <tr><td>工事場所</td><td></td></tr> </table>	工事名		工事場所		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:20%;">工事名</td><td></td></tr> <tr><td>工事場所</td><td></td></tr> </table>	工事名		工事場所																																																											
工事名																																																																			
工事場所																																																																			
工事名																																																																			
工事場所																																																																			
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:5%;"></th> <th style="width:15%;">氏名</th> <th style="width:80%;">受注者（JVの場合）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="6" style="text-align:center;">新</td><td>現場代理人</td><td></td></tr> <tr><td>主任技術者</td><td></td></tr> <tr><td>監理技術者</td><td></td></tr> <tr><td>専門技術者</td><td></td></tr> <tr><td>増員技術者 (担当技術者)</td><td></td></tr> <tr><td>専任補助者</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="6" style="text-align:center;">旧</td><td>現場代理人</td><td></td></tr> <tr><td>主任技術者</td><td></td></tr> <tr><td>監理技術者</td><td></td></tr> <tr><td>専門技術者</td><td></td></tr> <tr><td>増員技術者 (担当技術者)</td><td></td></tr> <tr><td>専任補助者</td><td></td></tr> <tr> <td>変更年月日</td> <td style="text-align:center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>変更理由 (具体的に記入)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		氏名	受注者（JVの場合）	新	現場代理人		主任技術者		監理技術者		専門技術者		増員技術者 (担当技術者)		専任補助者		旧	現場代理人		主任技術者		監理技術者		専門技術者		増員技術者 (担当技術者)		専任補助者		変更年月日	年 月 日	変更理由 (具体的に記入)		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:5%;"></th> <th style="width:15%;">氏名</th> <th style="width:80%;">受注者（JVの場合）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="6" style="text-align:center;">新</td><td>現場代理人</td><td></td></tr> <tr><td>主任技術者</td><td></td></tr> <tr><td>監理技術者</td><td></td></tr> <tr><td style="color:red;">監理技術者補佐</td><td></td></tr> <tr><td>専門技術者</td><td></td></tr> <tr><td>増員技術者 (担当技術者)</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="6" style="text-align:center;">旧</td><td>現場代理人</td><td></td></tr> <tr><td>主任技術者</td><td></td></tr> <tr><td>監理技術者</td><td></td></tr> <tr><td style="color:red;">監理技術者補佐</td><td></td></tr> <tr><td>専門技術者</td><td></td></tr> <tr><td>増員技術者 (担当技術者)</td><td></td></tr> <tr> <td>変更年月日</td> <td style="text-align:center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>変更理由 (具体的に記入)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		氏名	受注者（JVの場合）	新	現場代理人		主任技術者		監理技術者		監理技術者補佐		専門技術者		増員技術者 (担当技術者)		旧	現場代理人		主任技術者		監理技術者		監理技術者補佐		専門技術者		増員技術者 (担当技術者)		変更年月日	年 月 日	変更理由 (具体的に記入)	
	氏名	受注者（JVの場合）																																																																	
新	現場代理人																																																																		
	主任技術者																																																																		
	監理技術者																																																																		
	専門技術者																																																																		
	増員技術者 (担当技術者)																																																																		
	専任補助者																																																																		
旧	現場代理人																																																																		
	主任技術者																																																																		
	監理技術者																																																																		
	専門技術者																																																																		
	増員技術者 (担当技術者)																																																																		
	専任補助者																																																																		
変更年月日	年 月 日																																																																		
変更理由 (具体的に記入)																																																																			
	氏名	受注者（JVの場合）																																																																	
新	現場代理人																																																																		
	主任技術者																																																																		
	監理技術者																																																																		
	監理技術者補佐																																																																		
	専門技術者																																																																		
	増員技術者 (担当技術者)																																																																		
旧	現場代理人																																																																		
	主任技術者																																																																		
	監理技術者																																																																		
	監理技術者補佐																																																																		
	専門技術者																																																																		
	増員技術者 (担当技術者)																																																																		
変更年月日	年 月 日																																																																		
変更理由 (具体的に記入)																																																																			
備考	改正部分は、下線の部分である。																																																																		

附 則

令和2年10月1日以降に締結される契約について適用する。